

## 第26回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成28年6月29日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員（敬称略）

木下秀樹（委員長）、麻生英右、入子光臣、奥出敏文、西藤浩一、相馬博之、  
松田典子、森上愛一郎、吉川公章

#### (2) 事務担当者

佐藤裁判官、市村首席家裁調査官、永井家裁首席書記官、椎野事務局長、白  
崎次席家裁調査官、野津事務局次長、前川総務課長、仲主任書記官、諏訪総務  
課課長補佐、古澤総務課庶務係長

### 4 議事

#### (1) 成年後見制度・福井家庭裁判所の現状について

ア 成年後見制度の概況についての説明

イ DVD「わかりやすい成年後見制度の手続」視聴

ウ 成年後見申立窓口での手続案内の実演

#### (2) 意見交換

### 5 意見交換の要旨

別紙のとおり

### 6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

#### (1) 次回開催期日

平成28年11月1日（火）

#### (2) 意見交換のテーマ

裁判所における非常事態への対応について～裁判所に対し危害予告がされた場合～

(別紙)

## 意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，●：事務担当者)

- ： 後見開始申立てとしては却下される案件であるが，保佐開始申立てならば認容される，逆に，保佐開始申立てとしては却下される案件であるが，後見開始申立てならば認容されるなどの事例はあるのか。
- ： 後見開始申立てであっても，鑑定等により保佐開始相当とされた場合に，申立ての趣旨変更を経て，保佐開始の審判がされた例，逆に，保佐開始申立てであっても，同様の事情により後見開始の審判がされた例はある。
- ◎： 支部を含めた福井の裁判所において，後見開始申立てなどで却下された事例はあるのか。
- ： 当庁において，平成27年度は，後見開始申立て，保佐開始申立て，補助開始申立てのいずれも却下の事例はない。
- ： 平成27年度の全国の家裁裁判所における成年後見関係事件の概況（以下，「概況」という。）では，後見開始等の審判事件の審理期間について，2か月以内のものが7割以上である一方，6か月超えのものもあり，審理期間に差があるのはなぜか。どのような要因によるものか。
- ： 裁判所の判断により鑑定等を実施しない場合には，比較的短期間で決定が出る。しかし，医師による鑑定や調査官による調査を実施する必要がある場合にはその分審理に時間を要する。また，鑑定を依頼する医師を探すために日数がかかることもある。
- ： 概況では，申立人と本人（後見開始等の審判を受ける人）との関係について，申立人が本人の子である割合が約30％であるが，それに次いで市区町村長である割合が17％も占めているのはなぜか。
- ： 成年後見制度の利用が必要な高齢者で身寄りのない方などについては，市町長が申し立てることがある。市町長申立ての事案を見ると，親族が見つからな

い場合や親族の協力を得られない場合など後見開始等の申立手続を行う親族がいない場合が多い。

なお、平成27年度の福井管内の申立てのうち、子からの申立ては61件、兄弟姉妹からの申立ては39件、市町長からの申立ては29件である。

○：市町長からの申立てについては、本人に対する虐待が疑われたり、親族が本人の財産を使い込んでいる疑いがあるなど緊急性が高く、親族の協力が得られない場合に、積極的に市町長が申立てをしている事案もある。最近はこのような事案が増えているのではないか。そのため市町長申立ての割合も高くなっているのではないだろうか。

○：例えば、本人が高齢者で、本人の介護や財産管理等を巡って子が争っている場合に、民生委員等から相談があつて、市町長が後見開始の申立てを検討することもある。

この場合、誰を後見人候補者とするかを決めるのが一番難しいと思う。

○：信託銀行は福井県にどれくらい存在するのか。

●：全国には複数の信託銀行があり、それぞれ特色を持った信託銀行の中から、後見人が利用先を選ぶことになる。福井県には信託銀行が一行あり、県内のケースでは地元の当該信託銀行を利用することが多いようである。

○：成年後見制度の広報はどのようにしているのか。また、制度説明会の開催を企画した場合、裁判所の職員に説明会の講師をお願いできるか。

●：制度開始当初は裁判所職員が市町に赴いて制度の説明をしてきた。現在は制度が定着してきたため、説明に赴くことも数少なくなってきたが、講師派遣依頼等があれば、前向きに検討したい。

○：高齢者や障がい者の支援に携わる専門職は、この制度をほぼ知っており、支援が必要な方で、制度の利用に適している方には、積極的にこの制度を案内している。

○：弁護士会においても成年後見制度に関して講師派遣をしている。

- ： 申立てをする際に、成年後見人の候補者について希望を出すことができるのか。
- ： 申立て時に、候補者を挙げることはできる。
- ◎： 申立て時の候補者が成年後見人になることが多いのか。
- ： そうとは言えない。本人を巡る親族間の紛争が明らかな場合、候補者が高齢者の場合などには、第三者の専門職が後見人になることがある。
- ： 申立ての主な理由として、財産の管理と施設入所の契約締結があげられるとのことであるが、本人の財産額がどの程度であれば、成年後見制度の利用による財産管理の効果があるのか。
- ： 本人の財産額の多い少ないにかかわらず申立てが必要な場合はある。施設入所の契約締結において、契約を行うだけの判断能力に疑問がある場合などには、申立てが必要となる。
- ： 生活保護を受けている方など財産のない方に専門職後見人等が選任された場合、後見人の報酬をどうするかという問題がある。自治体によっては報酬の援助制度があり、後見人等の報酬を一部援助してもらえることもある。ただ、援助制度の対象にならず、かつ、財産もない方の後見人の場合、無報酬となり、そうした中でその方の後見事務にどう関わっていくかが課題である。
- ： 後見開始等の申立ての件数が毎年増加していて大変だと思うが、裁判所は、今後も増え続けるであろう成年後見関係事件の審理等に迅速に対処できるのか。
- ◎： 申立件数が増えてきているのでなかなか大変ではあるが、裁判所としては努力している。特に、後見監督事件の場合は、一回の決定で終了する通常の裁判とは異なり、本人の能力が回復するか亡くなるまで続く後見人による財産管理を家庭裁判所が継続的に監督していくことになり、事務が長期にわたる上、件数も年々累積していくが、事務処理のノウハウを蓄積し、関係機関や専門職団体等と協議会を開催するなどして、様々な問題に適正に対処できるようにしている。

- ： 適正かつ迅速な処理を目指し、裁判官以下職員一同が効率的な事務処理を模索中である。
- ： 今後も、執務態勢をしっかりと確立し、増加していく成年後見関係事件を適正に処理して行ってほしい。
- ： 現在の成年後見制度がスタートする以前の禁治産制度では、禁治産宣告の手続に必要な診断は精神科の医師が専ら行っていたと思われるが、現在の制度では、診断書の作成は精神科以外の医師でもよいことになっている。制度の利用のしやすさの面からはよいと思うが、裁判所としては、本人の判断能力を見極めるに当たり精神科以外の医師の診断でも特に問題はないということか。
- ： 成年後見の診断に不慣れな医師に対しては、最高裁判所作成の診断書作成の手引を参考にしながら診断書を作成していただいているので、精神科以外の医師による診断でも特に問題はない。

なお、診断書を作成した医師が精神科の医師であるか否かを問わず、審理に必要な場合には鑑定を実施している。
- ： 医師によって診断が異なることもあると思う。例えば、本人の身上監護や財産管理を巡って親族間に争いがあつて専門職後見人が選任されているとき、親族の中には、診断書の内容に疑義を唱える者もおり、専門職後見人の立場としてどうしたらよいか悩むときがある。親族間に争い等がある事案の場合には、鑑定を経ることによって、後々の後見人の仕事がスムーズに進むことがある。
- ◎： 関係機関等において成年後見の相談を受けた場合の対応で留意していることは何か。
- ： 後見の相談を受けたときには、本人の思いがどこにあるかを考えることを意識しているが、本人の意思をくみ取ることはなかなか難しい。
- ◎： 手続案内の様子や後見開始等の審判の申立てに必要な書類の量・内容について御意見はあるか。
- ： 手続案内の実演を見て、案内はしっかりとされていると思ったが、申立ての

ためには一個人が相当な分量の書類を用意しなければならず、そのような書類を書いたことがあまりない人にとっては必要書類一式の作成・準備は大変だと思う。弁護士、司法書士に依頼すると、申立書等は作成してもらえるのか。

- ： 弁護士は申立人代理人という立場で作成することができる。本人の財産や収支状況等については、申立て時には可能な範囲で作成することとなる。正確なものは、後見人が選任されてから、後見人の権限に基づいて調査した上で作成することになる。
- ： 申立人代理人でもある弁護士が、そのまま後見人に選任されることもあるのか。
- ： 裁判所は、当該事案、当該本人にとって一番相応しい者を後見人として選ぶので、申立人が申立人自身や申立人代理人弁護士、あるいは他の親族を後見人候補者として挙げてきても、必ずしも候補者がそのまま後見人になるとは限らない。
- ： 手続案内の実演においては、本人の親族である子どもたちは、本人について後見開始の手続をとることにに関して争っていないという設定になっていたが、実際に、子らが争っているような場合、家庭裁判所は争いがあることをどのように把握し、手続をどのように進めて行くのか。
- ： 申立書類の中に親族陳述書というものがあり、後見開始等の申立手続をとることに同意している親族に署名・押印をいただくこととなっている。手続に反対している親族からは陳述書が提出されないため、裁判所は後見開始等の審判を行うことや後見人候補者の選定について親族間に争いがあることを把握できる。反対している親族の陳述書の提出がなくても手続は進む。このような場合、第三者である専門職等を後見人に選任することがある。
- ： 手続案内を受けたい人が裁判所に出向くことが難しい場合、電話で手続を教えてもらうことはできるのか。
- ： 電話による問い合わせはできるが、手続案内用DVDを視聴してもらうなど

して成年後見制度について十分に理解していただくとともに、大量で複雑な申立書類について実際の書面を見ながら説明を受けた上で作成・準備してもらう必要があるため、できるだけ裁判所に赴き、直接説明を聞いていただくように促している。手続案内を受けたい方自身が来庁できない場合、代わりの方に来ていただくこともできる。

なお、手続案内用DVD、申立書類一式は、本庁、支部だけでなく大野簡易裁判所、小浜簡易裁判所にも用意してある。また、申立てに当たっては、作成・準備の整った申立書類一式を郵送で家庭裁判所に提出することも可能である。

- ： 成年後見制度を利用するために個人が家庭裁判所に申立手続を行うにはかなりのエネルギーや労力が必要なように見えるので、弁護士などの専門家がサポートしていく必要があるように思う。
- ◎： 後見人が本人の財産を横領したというニュースを目にすることがあるが、裁判所としては、後見人の不正を防止するために、日頃から後見人を適切に監督するためのできる限りの努力をしている。
- ： 弁護士会では昨年から後見人候補者名簿を作り、研修を受けた弁護士でないと候補者名簿に登録できないようにした。弁護士会の中でも年一、二回は研修を行って、倫理的なことも含めたスキルアップに取り組んでいる。
- ： 成年後見制度に関する相談のチャンネルをたくさん作ってほしい。市町等が配布する障がい者のしおり等の中に成年後見制度の項目があり、そこに弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、成年後見サポートセンター等の相談窓口が記載されている。これだけの窓口があるので、もっと社会に広く制度の利用が浸透していけばいいのではないかと思う。
- ◎： 本日、委員の皆様からいただいた貴重な御意見については、裁判所として、成年後見制度のより分かりやすい手続案内、成年後見事件のより適正迅速な処理等に向けた今後の取組の参考にさせていただく。